

■岡山県図書館協会会則

制 定 昭和26年10月17日
最終改正 平成20年5月26日

第1章 総 則

第1条（名称及び事務所）この会は、岡山県図書館協会と称し、事務局を岡山県立図書館内に置く。

第2条（目的）この会は、図書館事業の発展並びに会員の資質の向上を図り、もって県民の教養・文化の向上に寄与することを目的とする。

第3条（事業）この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一 図書館相互間及び関係団体との連絡提携
- 二 図書館に関係のある調査研究
- 三 講演会、講習会、研究会、展覧会の開催
- 四 日本図書館協会との連絡提携
- 五 その他この会の目的を達成するため必要な事業

第2章 組 織

第4条（会の構成）この会は、岡山県内の公共・大学・学校・専門図書館、公民館、その他図書資料を有する団体機関（以下「施設会員」という。）及びその施設に属する職員、その他一般の人（以下「個人会員」という。）でこの会の目的に賛同するものをもって組織する。

第5条（入会及び退会）この会に新たに入会しようとするものは、会費を添え所定の申込書によって会長に申し込むものとする。

2 会を退会しようとするものは、その理由をつけて会長に届出るものとする。また、個人会員の場合、その年度の9月30日までに会費の払い込みがない場合は、退会したものと見なす。

第6条（会費）会員は、会費を納入しなければならない。会費の額については、会費に関する細則で定める。

第7条（委員会）本会には、委員会を設けることができる。委員会の設置及び委員会の規約については、理事会で議決する。

第3章 役員及び職員

第8条（役員）この会に、次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名
理 事	若干名	監 事	2名

第9条（役員の任務）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長及び副会長と理事会を組織して会務の企画運営を審議し執行する。

4 監事は、会計を監査する。

第10条（役員の選出及び任期）会長、副会長、理事、監事は、会員中から総会において選出する。

2 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後も後任者の就任するまでその職務を行なうものとする。

第11条（事務局）この会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、書記その他必要な職員を置き、会長がこれを委嘱する。

第4章 顧問及び参与

第12条（顧問及び参与）この会に、顧問及び参与を置くことができる。顧問には、特に本会に功績のあったもの及び学識経験のあるもの、参与には、特に本会に深い関係を有するものの中から、理事会において承認を得るものとする。

第5章 会 議

第13条（会議）会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 会議は、会長がこれを招集し、会議の議長はそのつど会員のうちから選出する。

第14条 会議は、構成員の半数以上が出席しないと成立しない。この場合において、事前に委任状を提出して他の構成員に議決権を委任した場合は、その会議に出席したものとみなす。

2 議決には、出席者の半数以上の賛成を得なければならない。可否同数のときは、議長の裁決による。

第15条（総会）総会は、毎年1回開き、前年度事業報告及び収支決算報告の承認、役員を選出、当該年度の事業計画及び収支予算その他重要な議案を議決する。

2 会長が必要と認めるとき又は会員の1/3以上の請求があったとき、会長は臨時総会を開かねばならない。

第16条（理事会）理事会は、前年度事業報告及び収支決算報告、当該年度事業計画及び収支決算について、総会へ提出する案を審議する。その他総会に提出すべき議案その他会務の企画について、審議する。

2 緊急を要する事項で総会を開催することができないと会長が判断した場合、理事会を開いて決議することができる。その場合、書面又は口頭により意見を求めて、理事会に代えることができる。以上の決議は、総会での事後承認を要するものとする。

第6章 会 計

第17条（特別会計）特定の事業の経理を明確にするため、特別会計を設置することができる。

第18条（収入）この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。会費の納入は、毎年6月末日までに納入するものとする。

第19条（会計年度）この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 帳 簿

第20条（備えなければならない帳簿）この会に、次の帳簿を備えなければならない。

- 1 会議録
- 2 金銭出納簿
- 3 事業記録簿
- 4 会員名簿
- 5 その他必要な帳簿

第8章 補 則

第21条（会則の変更）この会則の変更は、総会の議決による。

第22条（細則）会長は、この会の運営に関する細則を別に定めることができる。

附 則（略）

■岡山県図書館協会会費に関する細則

最終改正 平成21年5月25日

第1条 この細則は岡山県図書館協会会則第6条によって定める。

第2条 会費は、施設会費と個人会費の2種とし、施設会費をさらにA・B・C・D・E・F・G・H・Iの9段階にわけ、施設会費のランクの基準及び金額については、別表のとおりとする。

2 個人会費は、年間1,000円とする。

第3条 この細則の変更は総会の議決による。

附 則（略）

岡山県図書館協会会費に関する細則 別表

ランク	基準	金額
A	県立図書館	62,000
B	人口40万人以上で、複数図書館設置の市における中心図書館	60,000
C	人口10万人以上で、複数図書館設置の市における中心図書館	22,000
D	大学図書館・岡山県議会図書室	17,000
E	人口10万人未満で、複数図書館設置の市における中心図書館	12,000
F	複数の図書館設置の町村における中心図書館・短期大学図書館	11,000
G	人口10万人未満の市の単独図書館	9,000
H	町村における単独図書館	6,000
I	公民館図書室	3,000

※私立図書館及び諸施設についての会費は総会で決定する。
 ※中心図書館の施設会費金額には、複数図書館分を含む。
 ※県立図書館施設会費には全国公共図書館協議会負担金を含む。

■岡山県図書館協会表彰規程

第1条（目的） この規程は、図書館の振興に功労のあった岡山県図書館協会（以下「本会」という。）会員を表彰するとともに、本会の発展に功績のあった者に感謝の意を表明することを目的とする。

第2条（表彰の対象及び推薦） 会員の表彰は次の各号の1に該当するものについて行う。

- 1 20年以上個人会員として在籍し功労のあった者
- 2 図書館の活動および研究に特別の功労があった者
- 3 その他、特に表彰することが適当と認められる者

2 前項第2号及び第3号は、別紙様式「図書館功労者表彰推薦書」（省略）により、会員が推薦する。

第3条（表彰） 表彰は理事会の議を経て毎年1回会長がこれを行う。

ただし、特に必要があるときには、臨時に表彰することができる。

2 表彰は表彰状により行う。この場合、副賞として記念品を添えることができる。

第4条（感謝状） 本会の発展に著しい功績があった者に感謝状を贈呈することができる。

この場合は、第3条の定めを準用する。

附則（省略）

（最終改正 平成25年6月9日）

■岡山県図書館協会企画委員会設置に関する規則

昭和59年8月2日制定

第1条（名称） この会は、岡山県図書館協会企画委員会と称する。

第2条（目的） この会は、館種を越えて会員の声を反映させ、よって図書館協会事業の一層の促進を図ることを目的とする。

第3条（事業） この会は、前条の目的を達成するため、会長からの諮問に答えるとともに委託された事業を行う。

- 1 会報の編集
- 2 研修会、講習会等の企画
- 3 相互協力の推進
- 4 その他、図書館界発展のために必要な事業

第4条（委員） この会は、会員の中から会長の委嘱を受けた委員10名程度で構成され、任期は2年とする。

第5条（役員） この会に次の役員及び係を置く。

- 1 委員長1名
- 2 副委員長1名
- 3 会計係
- 4 記録係

役員は、委員の中から委員会において選出される。

役員は、委員の中から委員会において選出される。役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条（会議） 会議は委員長が召集し、会議の議長は委員長が務める。委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

定例会議は年3回とする。

その他、必要があるときは、委員長がこれを召集する。

付 則

この規則は、平成11年5月13日から実施する。

■岡山県図書館協会研究奨励基金に関する規程

平成20年 5月26日制定

平成24年 6月28日改正

第1章 基金の管理

第1条（設置及び目的） 岡山県図書館協会（以下「協会」という。）は会員の図書館に関する研究の奨励（以下「研究奨励」という。）のため、岡山県図書館協会研究奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条（積立て） 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 1 前条の目的のために寄附された寄付金の額
- 2 前号に掲げるもののほか、協会一般会計予算に定める額

第3条（管理） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条（運用益金の処理） 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより第一条に定める研究奨励の財源に充てることができる。

第5条（処分） 基金は、第1条の目的を達成するため特に必要な場合に限り、これを処分することができる。

第2章 研究奨励金の交付手続き

第6条（交付申請） 第1条に定める研究のため、研究奨励金の交付を希望する者は、様式第1号により、研究主題・研究概要等を明らかにして、別に通知する日までに、会長に申請しなければならない。

2 対象となる研究は、新しく着手するもの、研究中のもの、すでに終わったものの、いずれも可とする。

第7条（審査） 会長は、前条の申請をうけたときは、別に委嘱する審査委員に研究内容等の審査を行わせるものとする。

第8条（交付の決定及び額） 研究奨励金の交付及び金額は、前条の審査結果を踏まえ、理事会の議決を経て会長が決定する。

2 交付金額は、上限を5万円とする。

第9条（研究成果の報告） 研究奨励金の交付を受けた者は、研究終了後1年以内に研究主題・研究概要等を様式第2号により会長に報告しなければならない。

第10条（その他） 研究奨励金の取扱いに関し、本規程に定めのない事項については、理事会の意見を聞いて、会長が別に定める。

附 則

1（関係規程等の廃止） 岡山県図書館協会研究奨励基金の設定に関する規程（昭和41年8月9日）及び研究奨励金の交付に関する細則（昭和42年1月23日）は、廃止する。

（※ 様式省略）